



ぷりずむ

第252号

消費トラブル処方せん

「海のプラスチックごみ」

私たちの暮らしと関係するの? ……P2~3

くらしサポート情報

「元気だけど、少し支援がほしい…」

という高齢者の方へのサービスがあります ……P4~5

お知らせ

出張講座のご案内、ほか ……P6

契約するときの チェックポイント

未成年者の契約

契約には法定代理人
(親権者や未成年後見人)
の同意が必要です!

成人と偽って
うその生年月日を告げた
場合は法定代理人に
支払義務等が生じます!



編集・発行 ● 練馬区経済課 (消費生活センター)

練馬区石神井町2-14-1 電話: 03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ: [練馬区消費生活センター](#)

検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860 (月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

「海のプラスチックごみ」 私たちの暮らしと関係するの？

海のプラスチックごみのニュースを最近よく見かけるようになりました。“海のプラスチックごみ”と言われても、遠いところの話として、実感なく思われている方も多いのではないのでしょうか。実は、海のプラスチックごみは私たちの生活とも密接に関わっているのです。

全国川ごみネットワーク 伊藤 浩子

マイクロプラスチックによる生態系への影響

海を漂うプラスチックは、紫外線や水流などで破片化し、マイクロプラスチックとなっていきます（マイクロプラスチックとは、5mm以下のプラスチックの粒のこと）。

そのマイクロプラスチックには、有害な化学物質が添加されていたり、PCBなどの汚染物質を吸着する性質があります。小魚がマイクロプラスチック

を取り込むと、それを食べる魚に有害物質が蓄積される可能性があります。食物連鎖の中で有害物質が高濃度に濃縮され、生態系への影響が懸念されています。ヒトへの影響は、現段階では確認されてはいませんが、このまま続けて増えしまうと何らかの悪影響が及ぶのではないかと心配されています。

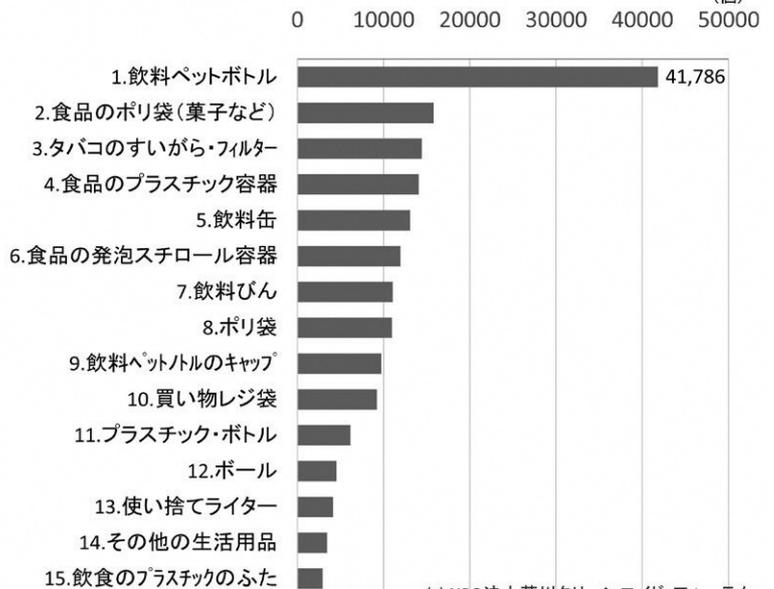
ポイ捨てされたごみは川から海へ！ ～4,000万本のペットボトル～

自動販売機の横に置かれたり、道路や公園のベンチの下をはじめ、町のなかにポイ捨てされたごみ、ごみ集積場から風で飛ばされたごみなどは、やがて排水溝や水路に入り込み、それが、川を通じて海へと流れてしまうものもあります。海ごみの約7割は陸域から海に流れ出していると言われています。今、問題になっている海ごみは、海岸で捨てられてしまったものだけではなく、その多くは私たちの生活の中から出てしまったものです。

全国川ごみネットワークが、全国に呼びかけ実施した全国水辺のごみ調査の2018年の調査では、川沿いの376地点（のべ150km）で41,433個のペットボトルを数えました。この結果より、国内河川には約4,000万本ものペットボトルが散在していることが推測されます。これらは、回収しないと、川からやがては海へと流れ出てしまいます。

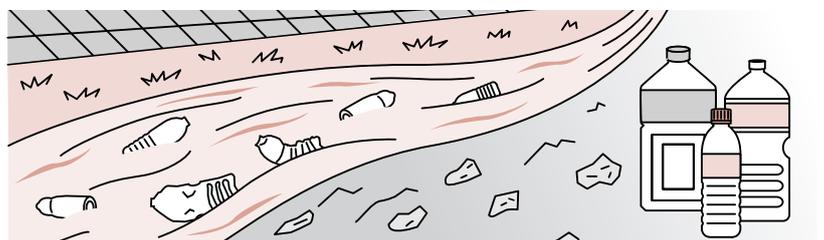
荒川で実施したごみ拾い結果（2016年、124会場）

※破片除く
（個）



(c) NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム

NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムのデータを基に筆者作成



ごみを分別して、しっかり回収

食品保存の容器、袋、トレイなどの容器包装、文具、おもちゃ、電気製品のボディー、レジャー用品などの家庭生活用品ばかりでなく、住宅建材や医療器具や車や飛行機の部品までいろいろなところでプラスチックは使われています。軽くて、丈夫で密封もでき、安価です。これらは、使い終わったときにどうなるのでしょうか？分別・回収されたものは、いろいろなものにリサイクルされ生まれ変わることは知られています。しかし、風で飛ばされるなど、回収から溢れたプラスチックごみは、自然界に放出されていきます。まずは分別して確実に回収していくことが大切です。さらに、不要な使い捨てプラスチック類を減らしていくことが重要です。

使い捨ての象徴、 レジ袋を減らしましょう。

日本では、環境省がプラスチック資源循環戦略を策定中です。その案によると、プラスチックごみの大きな原因となっているレジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）が検討されています。スーパーマーケットでは既に個別に有料化も多く実施されていますが、義務化によって、コンビニやドラッグストアなどでも一斉に有料化となることが予想されます。レジ袋のほかにも2030年までに使い捨てプラスチックを25%排出抑制などの目標計画を立てています。

EUでは、使い捨てプラスチック容器がなくなる！

海ごみ削減に向けて、海外ではレジ袋を含む使い捨てプラスチック対策への取組が進んでいます。

レジ袋

製造・販売・使用等の禁止	中国、インド、モンゴル、バングラディッシュ、イタリア、エチオピア、ケニア、カメルーン、南アフリカなど
課税・有料化	台湾、ベトナム、インドネシア、ベルギー、デンマーク、オランダなど

- ・フランスは、既に、スーパーマーケットでの使い捨てプラスチック袋の使用禁止。2020年にはプラスチック製ストローやカップなどを全面使用禁止となります。
- ・EU（欧州連合）は、加盟28カ国が、10種類の使い捨てプラスチック製品（ストロー、食器、ポリスチレン容器など）を、2021年までに廃止することで合意しました。

レジ袋については、使用・製造禁止、課税・有料化などが多くの国で制度化されています。

まとめ ～私たちにできること～

（容器包装の3Rを進める全国ネットワーク発行「容器包装をみなおそう！」より）

- ・使わなくてよいプラスチック、使い捨てプラスチックは、買わない、もらわない。
- ・マイボトル、マイバッグを利用する。
- ・ばら売り、簡易包装のものを選ぶ。
- ・リサイクルできるものはきちんと分別して出す。
- ・ポイ捨てをしない、させない。
- ・海、川、町のごみ拾いを、友達を誘って積極的に実施する。
- ・川や海にごみが流出しないしくみをつくるよう行政に働きかける。

このように、社会を動かすよう一人ひとりが動いていくことも大切です。



「元気だけど、少し支援がほしい…」 という高齢者の方へのサービスがあります

高齢になると、「介護サービスを使うほどでもないけど、ちょっとヘルプがあれば暮らしやすくなるのに…」と思うことが多くなってきます。そんな時、練馬区や民間企業などが行っている日常生活への支援や手助けサービスを上手に利用してはいかがでしょうか。



「足腰が弱ってきて、ごみ出しが大変…」

★戸別訪問収集があります！

家庭ごみを集積所まで持って行くのが困難な方のために、収集職員が玄関前まで取りに来てくれる「戸別訪問収集」があります。

65歳以上又は障害がある方だけの世帯で、ごみ出しに身近な方の協力が得られない世帯が対象です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ

練馬清掃事務所(〒176・179)…3992-7141
石神井清掃事務所(〒177・178)…3928-1353



「腰が痛くてお風呂に入るのも少しつらいの」
「家の中にちょっとした手すりがあればな～、
って思うの」

★自立支援用具を給付する制度があります。

日常生活動作に何らかの困難があり、必要と認められる場合、下記の品目の給付が受けられます。

- ①腰掛け便座／②入浴補助用具／③歩行支援用具(手すり)／④スロープ
- ⑤シルバーカー／⑥安全杖(一点杖)／⑦電磁調理器／⑧ガス安全システム

※①～④は介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方。認定を申請中の方は対象外。

※⑦⑧は認知証等で火の消し忘れがあるなど防災上必要と認められる方が対象。

※申請前に個人的に購入、注文された場合は対象になりません。

問合せ

各地域の「地域包括支援センター」(※)

家事援助や見守りのサービスもあります

掃除や洗濯などの家事援助や見守り、通院同行等のサービスを行っています。また、病気・ケガなどで一時的に援助が必要な方も利用できます。費用は700円～1000円／1時間。利用にあたっては、いくつかの要件があります。(要件など詳細については問い合わせが必要)

問合せ

練馬区社会福祉協議会 在宅サービス担当…3993-4346

(※)地域包括支援センター (医療と介護の相談窓口)

区内には25か所の地域包括支援センターが設置されており、それぞれ、お住まいの地域ごとに担当が分かれています。

名称	電話番号
担当地域	

練馬地域(〒176の地域)担当の 地域包括支援センター一覧

第2育秀苑	03-5912-0523
旭丘、小竹町、羽沢、栄町	
桜台	03-5946-2311
桜台	
豊玉	03-3993-1450
中村、中村南、豊玉中、豊玉南	
練馬	03-5984-1706
向山、練馬	
練馬区役所	03-5946-2544
豊玉上、豊玉北	
中村橋	03-3577-8815
貫井、中村北	

光が丘地域(〒179の地域)担当の 地域包括支援センター一覧

北町	03-3937-5577
錦、北町1～5、平和台	
練馬キングス・ガーデン	
	03-5399-5347
氷川台、早宮	
田柄	03-3825-2590
北町6～8、田柄1～4	
練馬高松園	03-3926-7871
春日町、高松1～3	
光が丘	03-5968-4035
田柄5、光が丘1～5	
高松	03-5372-6064
高松4～6、土支田2・3、光が丘6・7	
第3育秀苑	03-6904-0192
旭町、土支田1・4	



「地震の時、家具が倒れないように
防止したいんだけど…」

★家具転倒防止器具の取り付け費助成のシステムがあります。

家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける場合の
取り付け費(限度額二万円)が助成されます。

対象は、家族全員の方が65歳以上の方(1人暮らしを含む)、身体障害者
手帳1・2級、又は愛の手帳をお持ちの方。

問合せ 各地域の「地域包括支援センター」(※)



「子どもたちは離れて住んでいる私。
何か不安なことがあって相談したいな～
と思っても、いろいろと気を遣って
電話もできない。
ちょっとした不安を解消できる方法は
あるの？」

★高齢者が安心して在宅で生活できるよう支援しています。

高齢者世帯の在宅生活を支援する「高齢者在宅生活あんしん事業」が
あります。

この事業では、緊急通報などによる見守り事業や配食サービス、緊急時
の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供し、ひとり暮らし高齢者
や高齢者のみ世帯の高齢者が安心して暮らせるようにサポートします。
利用要件など詳しいことは、地域包括支援センターへご相談ください。

問合せ 各地域の「地域包括支援センター」(※)



「怪我をしてしばらくの間は車いすがあると
便利なんだけど、借りられないかな？」
「入院していたけど、もうすぐ退院。
介護用ベッドがあると
生活しやすいんだけど…」

★地域包括支援センターに貸し出しの相談をしてみま
しょう。

車いす(自操式、介助式)や介護用ベッドを一時的に貸し出しができます。
貸出期間は最長6か月間。定額の自己負担があります。

問合せ 各地域の「地域包括支援センター」(※)

石神井地域(〒177の地域)担当の
地域包括支援センター一覧

練馬ゆめの木	03-3923-0269
谷原、高野台3～5、三原台、 石神井町2	
高野台	03-5372-6300
富士見台、高野台1・2、 南田中1～3	
石神井	03-5923-1250
石神井町1・3～8、石神井台1・3	
フローラ石神井公園	03-3996-0330
下石神井、南田中4・5	
第二光陽苑	03-5991-9919
石神井台2・5～8、関町東2、 関町北4・5	
関町	03-3928-5222
関町北1～3、関町南2～4、立野町	
上石神井	03-3928-8621
上石神井、関町東1、関町南1、 上石神井南町、石神井台4	

大泉地域(〒178の地域)担当の
地域包括支援センター一覧

やすらぎミラージュ	03-5905-1190
大泉町	
大泉北	03-3924-2006
大泉学園町4～9	
大泉学園	03-5933-0156
大泉学園町1～3、 東大泉1～5(※)	
(※)東大泉5丁目は、平成31年4月から 担当の地域包括支援センターが大泉 へ変更になります。	
南大泉	03-3923-5556
西大泉、西大泉町、南大泉5・6	
大泉	03-5387-2751
東大泉6・7、南大泉1～4	

【受付時間】月曜～土曜日
午前8時30分～午後5時15分
(祝休日および12月29日～1月3日を除く)



イラスト(P4・5) / 岡 万記子

一緒に活動しませんか？ **会員募集** 『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、地域の方々向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

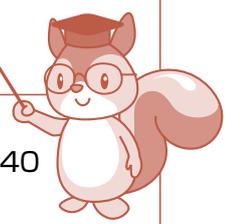
- ・テストグループ：身近な家庭用品の特性などについて実験を通じた学習
- ・食とくらしグループ：練馬の食材を利用し、行事食などの料理教室や食と健康の講座を企画
- ・展示グループ：生活にかかわるテーマ（食品ロス、防災など）のパネル作成
- ・環境グループ：くらしが環境に与える影響等の学習・啓発
- ・広報グループ：消費者だより「ぶりずむ」の企画・編集

上記のほか、くらしにかかわる問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先 消費者団体活動室 ☎ 03-3996-6351 (月・水・金 午前10時～午後3時)

ご案内 練馬区消費生活センターの出張講座をご利用ください。

内 容	消費者被害の未然防止を図るために、悪質商法などをテーマに消費生活相談員が講師としてお話しします。		
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●練馬区内の町会、自治会、学校、福祉施設、区民団体（特に高齢者団体）など ●民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の高齢者見守りボランティアの方々の集会など ※10人以上の会合や集会を対象とし、個人への出張は行いません。		
派遣期間	月～金（祝休日・年末年始を除く）	派遣時間	午前10時～午後5時の間（30分～2時間程度）
申込方法	専用の申込用紙に必要事項を記入の上、講座開催希望日の1か月前までに下記申込先にFAX、郵送等でお申し込みください。 お申し込み内容に応じて相談の上、派遣を決定しお知らせいたします。 申込用紙は練馬区のホームページからダウンロードできます。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 練馬区 講師派遣 </div> <input type="button" value="検索"/>		
費 用	無料（講師謝礼、食事代、車代などは一切必要ありません）		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマ設定（応相談）、会場確保、会場設営、受講者の募集は申込者が行ってください。 ●原則として受講料を徴収する講座は、この出張講座の対象となりません。 		
申 込 ・ 問 合 せ 先	経済課消費生活係（消費生活センター） ☎ 03-5910-3089（月～金 午前8時30分～午後5時15分） FAX 03-5910-3440 〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内		



※【ぶりずむ】の録音版・点字版（視覚障害者用）を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一步の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

リコールに関する重要なお知らせ

⚠ 重大な火災事故が発生しています

TDKの加湿器をお持ちの方は
すぐにご連絡願います

対象加湿器は右記の4機種です。一台あたり5千円でお引取りいたします。

ご迷惑とご心配をおかけしております。謹んで深くお詫び申し上げます。

通話料無料 電話番号 TDK株式会社 加湿器お客様係

0120-604-777

受付時間 9:00～19:00 土・日・祝日も受付 インターネット TDK

21年ほど前・平成10年(1998年)製造

26年ほど前・平成5年(1993年)製造

高さ: 31.4cm

KS-500H

KS-300W

KS-31W

高さ: 26.5cm

KS-32G

機種名は、本体裏側のラベル表示をご確認ください。